

調査の名称	水質汚濁物質排出量総合調査
用語の解説	<p>特定施設・・・水質汚濁防止法第2条第2項で定める汚水または廃液を排出する施設において政令で定めるもの。</p> <p>特定事業場・・・特定施設を設置する工場又は事業場</p>
利用上の注意	本調査に関するデータは、調査対象事業場に調査票を個別配布し、記入・提出するアンケート調査方式で実施しているため、回収できたデータを整理したものであり、全ての特定事業場を網羅したデータではない。
正誤情報	特になし
統計表一覧	https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00650203&kikan=00650&result_page=1
公表予定	調査実施年の翌年3月（令和4年3月）
問合せ先	<p>（部署名）水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室</p> <p>（内線番号）6626</p>